

## 会議結果のお知らせ

令和5年度第2回宮古市男女共生推進委員会を、次のとおり開催しました。

令和5年8月10日

宮古市男女共生推進委員会

- 1 開催日時  
令和5年7月18日（火） 13時30分～15時
- 2 開催場所  
宮古市市民交流センター 2階多目的ホール
- 3 議題  
(1) 第5次男女共同参画基本計画実施計画の令和4年度実績について  
(2) 男女共同参画事業の令和4年度事業実施状況及び令和5年度事業について  
(3) 宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ制度要綱（案）について
- 4 会議の概要  
別紙会議結果報告書のとおり
- 5 問い合わせ先  
市民生活部生活課男女参画・協働推進係 電話：68-9080

## 令和5年度第2回宮古市男女共生推進委員会会議結果報告書

- 1 日 時 令和5年7月18日（火）午後1時30分～午後3時00分
- 2 場 所 宮古市市民交流センター 2階 多目的ホール
- 3 出席委員（10名）  
宮城貞子、寶由夫、姉石誠司、伊藤ひろみ、昆野香代子、伊藤エミ子、  
伊東喜幸、伊東美智子、畠山りか、腹子摩裕美
- 4 欠席委員（4名）  
鈴木将人、大越淳、吉水和也、兼平寛
- 5 事務局等出席者（5名）  
市民生活部長・若江清隆、生活課長・川原栄司、  
同課副主幹兼男女参画・協働推進係長・小向和美、同課主査・名取綾子  
同課会計年度任用職員・中島奈穂子
- 6 傍聴者  
0名
- 7 議事等  
午後1時30分、生活課長が委員会の開会を宣言。委員長から挨拶後、委員長が議長となり会議進行。
- 8 委員長あいさつ  
最近のニュースで、芸能人が自ら命を絶った事例があった。多様性の社会をうたっている中で、テレビ画面を通しては、明るく屈託なく自分の思いを表現しており、自分の性に対する葛藤が、死を選ぶほど強く、複雑かつ生きづらさを感じていたということが改めて思い知らされた。当事者でなければわからない生きづらさがあったと推察する。  
先月の協議の中で、パートナーシップ制度を導入しようとする宮古市の方向を重ねて、そういう風に、当事者の方々の痛みを本当に分かってあげられていない部分があり、少しでも近づいていかなければならない、ということを実日の事件で思い知った。宮古市も誰一人取り残さないという市長の思いを受けながら、まちづくりを進めていかなければならない。我々委員も少しでもそういう思いを汲み取り、進めていきたい。  
皆さんの色々な思い、意見をいただきながら今日この会を有意義に進めたい。
- 9 協議（概要）  
（1）第5次男女共同参画基本計画実施計画の令和4年度実績について  
【事務局説明】資料に沿って説明  
[委員長]

令和4年度の実績について局所的に取り上げて説明いただいた。その点からでも、その他でもよいのでお気づきの点があれば、番号と内容について、という風にお話しください。

[委員]

P 1、整理No. 4、市職員の60%育児休業取得について、女性の声はわかるが、男性の取得者にアンケートを取るなど、感想など得ているか。

[事務局]

感想などについては把握していないが、人数やどのような方が（育児休暇を）取得したかは把握している。

[委員]

今後、取得を検討中の方のきっかけにもなると考える。どのような声があるか、周知したほうがいいのではないか。

また、P 7、整理No. 25、女性認定農漁業者への支援、女性農漁業者6人、ということだが、内訳は確認しているか。

[事務局]

内訳の把握はしていない。農林課水産課が共同で働きかけしているがなかなか人数が増えないという話がある。

[委員]

漁業者もあるのか。

[事務局]

あると聞いている。

[委員]

承知した。

[委員長]

貴重な意見をいただいた。男性で育児休暇を取得した人の声、職場の周りの声などを広め、さらなる取得を促す、というご意見。数字的には向上、良い方向にいつているかと思う。

[委員]

P 2、整理No. 1, 2, 3は一部事業を実施していない。R 3も。理由は何か。

[事務局]

把握していない。

[委員]

P 1 9、整理No. 75、男女混合名簿について、性別で分けない名簿、という言葉が出てきているが、市の公文書は今後も、男女混合名簿でいくのか。

[事務局]

ここの記載に関しては学校の部分ですが、市のほかの部分について、ということであれば、市では現在でも委員名簿などを作成するが、男女別を意識して作成しているものは一般的にない。

[委員長]

提言として、名称の使い方、という意味ですね。これからいろんなことにメスが入っていくと思う。意識を変えていく、という点で大事なことだと思う。

[委員]

P15、整理No. 53, 54に関して、介護に関連し、ゲートキーパーの養成は大事。町内会、民生委員、介護や福祉関連の方も、職場研修はあると思うが、再確認の意味でゲートキーパーの研修はとても良い。小学校区などの各地区でゲートキーパーがいる、という体制を作るなどは大事ではないか。整理No. 53, 54の数字をもう少し上げていけるとよい。

[事務局]

ゲートキーパー養成講座については健康課が所管。コロナ禍により、養成講座の対象者は絞っている。例えば保険会社職員が業務で、一般の方と交わったときに、様子の異変などにすぐ気付けるよう、大きな事業所などをお願いし、養成講座を受けてもらうことを毎年度計画的に進めている。これから広がっていく、と把握している。

[委員]

育児休暇の取得率、前年度比からの伸び率が大きい。それを考えるとどのように対策した結果か。また、市職員のみの実績か。ほかの法人事業所などの実態で把握しているものがあるか。

[事務局]

把握しているのは市職員の取得状況のみ。令和4年度は8名中5名の取得で60%。まずは市役所が事業所として先陣を切って進めるべき、ということで、この計画に盛り込んだ経緯がある。内訳とすると、配偶者が市職員の場合も、そうでない場合もある。配偶者が出産予定である、となった場合に総務課へ申し出ている。

[事務局]

分母が少ないので、振り幅が大きい。なるべく男女で育休取得していくように努めている。

[委員]

女性は出産してそのあと一年とか取得し100%となっていると思うが、男性はどのような形で取得しているか。

[事務局]

令和4年度に5人取得、ということだが、令和5年度では、令和4年度中に1度取得している方が2度目の取得をしている人が1人。新規で取得した方が1人。短くて

22日間長くて10ヶ月取得している。

[委員]

60%という数字について、自分は少ないと感じた。

[委員]

育休にしても、男女雇用機会均等法にしても、ハラスメントに関わるセミナーにしても市が率先してとるのはいいことと思う。先ほど少し話が出た、民間にこのような育休、雇用機会均等法、ハラスメント、市としてどのように切り込んでいくのか。商工会議所などがすすめるのかわからないが、民間に広げていく作業が必要なのではないか。

[事務局]

担当課が国から受け、事業所等に対する働きかけ、啓発を行っている。例えば産業支援センターは商工会議所に働きかけ、啓発を行うなど。浸透度合いは、実績からはわかりづらいところがあるので、聞き取りしていきたい。

[委員長]

市役所がモデルケースになり市民にPRできれば普及すると思う。その手立てを工夫する必要がある。以上で(1)の協議について承認ということでよいか。

[[「はい」の声]

(2) 男女共同参画事業の令和4年度事業実施状況及び令和5年度事業について

【事務局説明】資料に沿って説明

[委員長]

意見、質問をいただきたい

[委員]

P8、男女共同参画基礎講座、今年度の5月18日に実施された男性対象の講座に参加した。有意義。これからも継続してほしい。洗濯やアイロンがけなど、女性の目から見て男性が参加した方がいいのではないか、と思うような項目を追加してほしい。実践的な講座があれば、共働き家庭が多い中、男性の家事参加促進につながる。

[事務局]

意見を参考にさせていただき、次につなげたい。

[委員長]

女性目線からでも、男性目線からでも、このようなことを学んでほしい、というものの等はあるか。

[委員]

防災講座について、大きな災害が全国、世界で起きている。興味がある方が市役所等に集まって講習会などがあるのはいいことだと思うが、地域で高齢者を含めた話

し合いなどができないか。

[委員長]

それは男女共同参画的視点から、ということか。

[委員]

はい

[事務局]

防災については危機管理課で一義的に所管している。要望があれば地域に出向いて、出前講座を行っている。その地区のハザードマップを確認し、説明する。ぜひ地区で活用してほしい。ご意見については、危機管理課にも伝える。

[委員長]

防災と男女共同参画が関連した講座で、双方の面からお互いに学ぶのは大変良いと思う。要望として挙げたい。

[委員]

6 P、令和4年度の相談状況の推移について、令和3年度から極端に相談数が落ち込んでいる理由は何か。また、年代別に40代が多いことが気になる。生活困窮と関係があるのか。子育て、働き盛りの世代がどんな状況で相談したりしているのか。去年の報告で同じ人が何度も相談したり、ちょっと聞いてほしい、程度の電話があるという報告があった。今年はどうのような背景があるか。

[事務局]

令和3年度に頻繁に相談した方からの相談がなくなった。家庭などの不安な心を相談することが多かった。こちらは傾聴し、対応できることは対応し、重大案件となればそれぞれ担当課へつなぐ。市にもそれぞれ相談窓口がある。(減少の理由として)相談業務が分散しているということもある。

[委員]

私の職場でも労働相談のほかに生活相談等を行っているが、両方とも数が減っている。今はネット環境の整備により法律でもなんでも調べれば大体のことが分かることもある。心のことについては、調べて安心、納得できない方が、相談いただければと思う。また、一人の方が何度も来る。市の方でも、そういったデータを取っていると思うが、資料から、何人かの方は複数回かけていることが分かる。私の職場で7年間データを取ったところ、同じ方が270回かけていた。中には話を聞いてもらえればいい、という方もいる。中身の精査もしないとわからないところもあるかと思う。

[委員長]

数字の分析、追及すると状況が明らかになるかもしれない。いずれにしろ数が少なくなっていることについてはネット環境も背景にあるのではないか、ということ。

[委員]

今年度7月の上映会、「リトル・ガール」はトランスジェンダーを学ぶ上で非常にわかりやすかった。話や文章だけでなく、映像に訴えるのは非常に良い取り組み。「マダム・イン・ニューヨーク」も何が女性たちの心の問題になっているかということを知る上でよかった。令和4年度のベアテ・シロタ・ゴードンさんについての映画も、憲法と女性、戦後について知る上ではよかった。このような企画は、これまでも開催してきているが今後も継続を期待したい。大勢の方が見られるようにするため、一番見てほしい世代の方は多忙で大変とは思いますが、そういう方々を取り込んでいくための工夫をしてほしい。

[事務局]

自分も「リトル・ガール」を観た。非常にわかりやすかった。これからもより多くの人に見ていただけるよう取り組みたい

[委員長]

様々な取り組みをしていただき、非常に成果を上げているという声、さらにと願う願いも含まれていると思う。

この件については皆様の意見をいただき、了解、ということで進めていきたいがよいか。

〔「はい」の声〕

(3) 宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ制度要綱（案）について

【事務局説明】資料に沿って説明

[委員長]

前回色々協議しましたが、再度要綱が提案されたので、前回は思い起こしながら、ご意見をお願いしたい。

[委員]

要綱ということですが、市長決裁でできるかと思うが、市長が変わっても要綱は生き続けるものか？

[事務局]

基本的に要綱で定めるが、いったん制定すれば、廃止、修正などの手続きがなければ変わらない。

[委員]

条例となれば大変だが、一度決めれば、そうそう変わらない。要綱はどうか。

[事務局]

条例は議会で議員の議決をもって制定するもの。議決すれば公布手続きをし、効力が発生する。要綱で告示するものになれば、市長等の決裁をとり、市の掲示板に掲示し告示し発効する。決裁といっても、定めるにあたっては、パブリックコメントなど

で市民の皆さんの意見をうかがう。議会に対しても議案として提案するものでなくとも、制度の内容を説明し意見を求める、というプロセスを経て決定の手続きを行う。本日説明した要綱案については議会へまだ説明していないもの。パブリックコメントもこれから行う。最終的には、条例などを精査する法規担当部署にも確認し、テクニカルな部分は助言をもらい仕上げていく。これがそのまま成案になるのではなく、本日は委員の皆様先立ってご意見をいただき、制度に反映させていただきたいという趣旨。

[委員長]

要綱と条例の違いについて説明いただいた。具体的な意見はあるか。

[委員]

最後のページの周知啓発について、9月を目指すハードスケジュール。宮古市は幸い、様々な情報発信手段がある。パブリックコメント前でも、あらゆる形で当事者の方たちに動いている内容を届けられたらいいと思う。

[委員長]

貴重なご意見でした。パブリックコメントを経て9月制定ですか。

[事務局]

スケジュール的には8月上旬から中旬にかけ、ある程度の期間を設けてパブリックコメントを実施。先ほども、前回の委員会でもご意見をいただいたが、あらゆる方々にパブリックコメントの情報が届くよう、様々な手段で周知に努めたい。

[委員長]

非常に前向きなご意見、前向きな取り組み状況が我々にも伝わってきて非常に進捗状況は良いと思った。それにつけても皆様のご意見に感謝する。

要綱だけでなく様々な宣誓に関わる手立ての様式も示されている。お気づきの点があればご意見を頂戴したい。

前にも、修正があれば柔軟な対応をする、という話もあったのでパブリックコメントもいただきながらより良い形にしてほしい。

では、以上で（3）の協議を終了してよろしいか。

〔「はい」の声〕

（4）その他

[委員長]

委員から何か発言があるか。

[委員]

この委員さんの中には労働関係に詳しい方もいらっしゃるのでは伺いたい。自分は、平成12年度の女性洋上セミナーに参加したことがきっかけで「男女共同参画」に巡り



合った。当時84歳が平均寿命。洋上セミナーでは平均寿命が50歳だった時代の女性の人生について学んだのが始まり。当時から、男女共同参画というものを見てきた。変わってきたこともあるが、女性の貧困や女性の働き方などなかなか変わらないこともある。雇用形態の正規雇用と非正規雇用、ということも大きい。女性が安心して働き、老後の生活ができるようになるまでどのくらいの時間がかかるのか。20年近く男女共同参画サポーターとして活動しているが、世の中の状況が変わっているのにもかかわらず、非正規職員を取り巻く雇用状況は変わっていない。働き方にも多様性がある中で、働き方を選べない現況にもやもやする。根本的なことが変わらなければいけないと思う。

3号被保険者の遺族年金については非課税、同じ額を給与としてもらう人は課税。その様なもやもやに答えてくれる人はいないか。

[委員]

更新を5回すると有期雇用から無期雇用になる。正社員にはならない。法整備や補助事業が進んでも、職場環境が変わらなければ変わらない。男性も女性も、今までの考えを捨てることから始めないと、「なぜか」を考えなければ変わらない。

[事務局]

変わらないこともあるが、ここ数年変わってきている部分もある。育休の取得方法や、会計年度任用職員の休暇制度も正規職員と同様にとれるように変わってきている。1年たって、また同じ職に対して求人があるようであれば、引き続き勤務できるなど、毎年度整備が進んでいる。

また、男女共同参画の資料を見ると、家庭労働は従事時間が長い。そしてそれは収入につながらない、という問題提起もある。少子化も進んでいることから、男女共同参画の面からも今後さらに改善していかなければ色々な制度も維持できない。変わっていくだろう、と思っている。

[委員]

1年更新で無期になった75歳の方、処遇改善は微々たるもの。大変な生活をしながら、75歳まで勤めなければならない状況がある。子どもたちにも頼ることができない状況の方もいる。法律全般が均衡に改善されているわけではない。母子家庭ではある程度収入が上がると何かの手当てが打ち切られる等、「困窮」とまではいかないが、「老後の蓄えがない」と普通に話す人たちが身近にいる。制度の狭間でふるいにかけられる方が多いと感じている。

[委員長]

それぞれの立場から色々話したいことはたくさんあると思う。こういう場面で少しでも声を出す、ということで非常にありがたい。ご意見として、どういう支援ができるのかそれぞれで考えていただきたい。

[委員]

防災について、1町内会1防災士、という取組みを何年かにわたって行っている。震災の3年くらい前に受講した。結構な金額だった。自分たちの防災につながることを学んだ。震災後、国からの補助か何かで、町内会の推薦を得て受講すること進めていると思うが、今後はもっと若い世代、例えば高校生などの受講への支援もしくは受講後のスキルアップの補助をすべきではないか。時代とともに、そこにも「多様性」の視点を持ってもいいのではないか。知り合いに、防災士の受験をしたいが、自治会長の推薦を得なければ補助がなく、受けづらい、という人がいた。

盛岡市では女性の防災スペシャリストを育てるような取組みをしている。もうすでに防災士は数があると思うが、その制度を続ける理由は何か。

[事務局]

市の単独費用で行っているが、まだ1町内会1防災士に達していない。枠があれば、個人でも受けることはできる。お近くに受講を考えている方がいらっしゃれば、その枠があるはずなので、そこで応募してもらいたい。担当課に要望を伝えるとともに、周知についても検討するよう伝える。

[委員長]

非常に広い視野からご意見をいただいた。改善できる方向が見えるようなので、伝えていただければよいと思う。

多方面から意見があり、充実した会議になったかと思う。

事務局から他にないか。

[事務局]

今回でこのメンバーでの委員会は最後になる。引き続き委員を務めていただく方もありますが、大変ありがとうございました。お礼を申し上げます。

午後3時 閉会